

事 務 連 絡
平成23年7月15日

東京電力又は東北電力から電力供給される都県医療主管課 御中
(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、群馬県、栃木県、茨城県、
埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県)

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局指導課
厚生労働省医政局経済課
厚生労働省医政局国立病院課

計画停電が実施された場合の医療機関等の対応について

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

今夏の電力需給対策については、7月1日より大口需要家に対する電力使用制限が開始されたところです。基本的には国民各層の節電の取組により電力の需給ギャップを解消することとされており、計画停電は「不実施が原則」とされています。

しかしながら、万が一電力の需給バランスが悪化した場合には、計画停電が実施されることも想定されます。

このような場合においても、医療機関の診療機能や在宅医療機器を使用している患者の生命・健康に支障が生じないように、適切に対応することが求められます。

計画停電に係る医療機関等の対応については、これまでも随時依頼してきたところでありますが、電力需給バランスが厳しくなる夏期を迎えたことを踏まえ、貴管内の医療機関等に対して、下記についてあらためて周知徹底をお願いいたします。

記

1. 計画停電の実施の考え方について

基本的には、計画停電は「不実施が原則」とされているものの、万が一電力の需給バランスが悪化した場合には、計画停電が実施されることも考えられます。

経済産業省作成資料によると、具体的には、電力需給が逼迫し、電力供給予備率見通しが3%未満となる場合は、原則として前日の18時に政府からマスコミ等を通じて電力逼迫警報(緊急の節電要請と計画停電実施の可能性について)が発出されます。また、当日の7時30分または8時30分の段階(※電力供給予備率の見通しの状況により異なる)で引き続き電力供給予備率見通しが3%未満の場合には、電力需給逼

迫警報の第2報が発出されます（別添1及び経済産業省HP参照）。

このため、各都県、医療機関、訪問看護ステーション及び医療機器メーカーにおかれては、日頃から、計画停電に関する政府からの発表や報道等に御注意いただくようお願いいたします。なお、政府から電力需給逼迫警報（第1報）が発出された場合には、厚生労働省からも各都県の所管課及び医療機器メーカー関連団体にお知らせをする予定としております。

※経済産業省HP

<http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html>

2. 計画停電等に備えた事前の対応について

万が一の計画停電が実施された場合等に備え、医療機関、訪問看護ステーション及び医療機器メーカーにおいては、あらためて下記の取組の徹底をお願いいたします。

- (1) 自家発電装置を有する医療機関においては、装置の点検や燃料の確保を行うこと。
- (2) 在宅医療機器を使用している患者を担当する医療機関及び訪問看護ステーションにおいては、医療機器メーカーと十分に連携しつつ、適宜以下に例示する取組を行い、患者の生命に危険が及ばぬよう万全を期すこと。
 - ① 担当する在宅療養患者について、以下の点に係る注意喚起や確認を行うこと。
 - ・人工呼吸器を使用する患者に対する人工呼吸器の内蔵バッテリーの有無と持続時間・作動の再確認、外部バッテリーの準備及び事前の充電
 - ・酸素濃縮装置を在宅で使用している患者に対する必要な酸素ボンベが配布されているかの再確認、酸素ボンベの使用法の再確認
 - ・停電等電源異常時のアラームが正しく作動するかの再確認
 - ② ①の確認を実施した上で、必要な場合には、患者の状態を踏まえた適切な在宅医療機器への切替え等の対応を行うこと。
 - ③ 担当する在宅療養患者と緊急時連絡体制を再確認するとともに、停電の際の対応について、事前に相談しておくこと。
 - ④ 担当する在宅療養患者に対し、緊急時の連絡先として、各患者が使用している医療機器のメーカーの24時間相談窓口、下記(4)の国立病院機構等に設置されている緊急相談窓口等について周知すること。
- (3) 医療機器メーカーにおいては、医療機関等と十分に連携しつつ、適宜以下に例示する取組を行い、患者の生命に危険が及ばぬよう万全を期すこと。
 - ① 各メーカーの顧客である在宅療養患者について、以下の点に係る確認や注意喚起を行うこと。
 - ・人工呼吸器を使用する患者に対する人工呼吸器の内蔵バッテリーの有無と持続時間・作動の再確認、外部バッテリーの準備及び事前の充電
 - ・酸素濃縮装置を在宅で使用している患者に対する必要な酸素ボンベが配布されているかの再確認、酸素ボンベの使用法の再確認
 - ・停電等電源異常時のアラームが正しく作動するかの再確認
 - ② ①の確認を実施した上で、必要な場合には、医師と相談の上、患者の状態を

踏まえた適切な在宅医療機器への切替え等の対応を速やかに行うこと。

③ 各メーカーの顧客である在宅療養患者に対し、停電の際の対応について、担当の医療機関等と事前に相談しておくよう注意喚起すること。

④ 各メーカーの顧客である在宅療養患者に対し、緊急時の連絡先として、医療機器メーカーの24時間相談窓口、下記(4)の国立病院機構等に設置されている緊急相談窓口等について周知すること。

⑤ 各メーカーにおいて、外部バッテリーの在庫を十分確保すること。

(4) 人工呼吸器を利用する在宅療養患者の緊急相談窓口

独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康福祉機構及び社団法人全国社会保険協会連合会等の運営する関東信越地区、東北地区及び新潟県の医療機関において、人工呼吸器を利用する在宅療養患者の緊急相談窓口を設置し(別添2参照)、各種相談に応じるとともに、状況に応じて緊急一時入院の受入れを実施しておりますので、医療機関及び訪問看護ステーション等におかれては、必要に応じて御活用ください。

3. 電力需給逼迫警報が発出され、計画停電が実施される場合等の対応について

政府から電力需給逼迫警報(第1報)が発出された場合には、各都県においては、貴管内の医療機関及び訪問看護ステーションに対し、必要に応じて電話連絡するなど、その旨を周知していただくとともに、医療機関、訪問看護ステーション、医療機器メーカーにおいては、上記2の取組について、再度の確認・徹底をお願いいたします。また、医療機関及び訪問看護ステーションにおいては、必要に応じて、上記(4)の相談窓口等も活用しつつ、在宅療養患者の緊急一時入院の実施・調整等の対応もお願いいたします。

また、実際に計画停電が実施された場合にも、医療機関及び訪問看護ステーションにおいて、在宅療養患者の緊急一時入院の実施・調整等、必要な対応をお願いいたします。

なお、事前に警報が発出される計画停電とは別に、万が一にも不測の停電が発生しうることも考えられます。このようなケースも念頭に置いて、対応をしていただくようお願いいたします。

4. 停電による問題発生事例の情報提供のお願い

各都県におかれては、計画停電の実施や不測の停電に際して、管内の医療機関や在宅療養患者について問題等が発生した場合には、今後の対策を講じる際の参考とするため、別紙様式により随時御連絡いただきますようお願いいたします。

<照会先>

厚生労働省医政局電力確保チーム

電話(代表) 03-5253-1111(内線 2672、2518)

送付先：厚生労働省医政局電力確保チーム（FAX：03-3501-2048）

別紙様式

計画停電実施時の問題発生事例（情報提供）

都道府県名	
病院での対応に関する事項	____月 ____日 ____時頃
診療所での対応に関する事項	____月 ____日 ____時頃
在宅医療に関する事項	____月 ____日 ____時頃

事 務 連 絡
平成23年7月15日

社団法人〇〇会会長 殿

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局指導課
厚生労働省医政局経済課
厚生労働省医政局国立病院課

計画停電が実施された場合の医療機関等の対応について

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

今夏の電力需給対策については、7月1日より大口需要家に対する電力使用制限が開始されたところです。基本的には国民各層の節電の取組により電力の需給ギャップを解消することとされており、計画停電は「不実施が原則」とされています。

しかしながら、万が一電力の需給バランスが悪化した場合には、計画停電が実施されることも想定されます。

このような場合においても、医療機関の診療機能や在宅医療機器を使用している患者の生命・健康に支障が生じないよう、適切に対応することが求められます。

計画停電に係る医療機関等の対応については、これまでも随時依頼してきたところですが、電力需給バランスが厳しくなる夏期を迎えたことを踏まえ、貴会会員に対して、下記についてあらためて周知徹底をお願いいたします。

記

1. 計画停電の実施の考え方について

基本的には、計画停電は「不実施が原則」とされているものの、万が一電力の需給バランスが悪化した場合には、計画停電が実施されることも考えられます。

経済産業省作成資料によると、具体的には、電力需給が逼迫し、電力供給予備率見通しが3%未満となる場合は、原則として前日の18時に政府からマスコミ等を通じて電力逼迫警報（緊急の節電要請と計画停電実施の可能性について）が発出されます。また、当日の7時30分または8時30分の段階（※電力供給予備率の見通しの状況により異なる）で引き続き電力供給予備率見通しが3%未満の場合には、電力需給逼

迫警報の第2報が発出されます（別添1及び経済産業省HP参照）。

このため、各都県、医療機関、訪問看護ステーション及び医療機器メーカーにおかれては、日頃から、計画停電に関する政府からの発表や報道等に御注意いただくようお願いいたします。なお、政府から電力需給逼迫警報（第1報）が発出された場合には、厚生労働省からも各都県の所管課及び医療機器メーカー関連団体にお知らせをする予定としております。

※経済産業省HP

<http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html>

2. 計画停電等に備えた事前の対応について

万が一の計画停電が実施された場合等に備え、医療機関、訪問看護ステーション及び医療機器メーカーにおいては、あらためて下記の取組の徹底をお願いいたします。

- (1) 自家発電装置を有する医療機関においては、装置の点検や燃料の確保を行うこと。
- (2) 在宅医療機器を使用している患者を担当する医療機関及び訪問看護ステーションにおいては、医療機器メーカーと十分に連携しつつ、適宜以下に例示する取組を行い、患者の生命に危険が及ばぬよう万全を期すこと。
 - ① 担当する在宅療養患者について、以下の点に係る注意喚起や確認を行うこと。
 - ・人工呼吸器を使用する患者に対する人工呼吸器の内蔵バッテリーの有無と持続時間・作動の再確認、外部バッテリーの準備及び事前の充電
 - ・酸素濃縮装置を在宅で使用している患者に対する必要な酸素ボンベが配布されているかの再確認、酸素ボンベの使用法の再確認
 - ・停電等電源異常時のアラームが正しく作動するかの再確認
 - ② ①の確認を実施した上で、必要な場合には、患者の状態を踏まえた適切な在宅医療機器への切替え等の対応を行うこと。
 - ③ 担当する在宅療養患者と緊急時連絡体制を再確認するとともに、停電の際の対応について、事前に相談しておくこと。
 - ④ 担当する在宅療養患者に対し、緊急時の連絡先として、各患者が使用している医療機器のメーカーの24時間相談窓口、下記(4)の国立病院機構等に設置されている緊急相談窓口等について周知すること。
- (3) 医療機器メーカーにおいては、医療機関等と十分に連携しつつ、適宜以下に例示する取組を行い、患者の生命に危険が及ばぬよう万全を期すこと。
 - ① 各メーカーの顧客である在宅療養患者について、以下の点に係る確認や注意喚起を行うこと。
 - ・人工呼吸器を使用する患者に対する人工呼吸器の内蔵バッテリーの有無と持続時間・作動の再確認、外部バッテリーの準備及び事前の充電
 - ・酸素濃縮装置を在宅で使用している患者に対する必要な酸素ボンベが配布されているかの再確認、酸素ボンベの使用法の再確認
 - ・停電等電源異常時のアラームが正しく作動するかの再確認
 - ② ①の確認を実施した上で、必要な場合には、医師と相談の上、患者の状態を

踏まえた適切な在宅医療機器への切替え等の対応を速やかに行うこと。

③ 各メーカーの顧客である在宅療養患者に対し、停電の際の対応について、担当の医療機関等と事前に相談しておくよう注意喚起すること。

④ 各メーカーの顧客である在宅療養患者に対し、緊急時の連絡先として、医療機器メーカーの24時間相談窓口、下記（4）の国立病院機構等に設置されている緊急相談窓口等について周知すること。

⑤ 各メーカーにおいて、外部バッテリーの在庫を十分確保すること。

（4）人工呼吸器を利用する在宅療養患者の緊急相談窓口

独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康福祉機構及び社団法人全国社会保険協会連合会等の運営する関東信越地区、東北地区及び新潟県の医療機関において、人工呼吸器を利用する在宅療養患者の緊急相談窓口を設置し（別添2参照）、各種相談に応じるとともに、状況に応じて緊急一時入院の受入れを実施しておりますので、医療機関及び訪問看護ステーション等におかれては、必要に応じて御活用ください。

3. 電力需給逼迫警報が発出され、計画停電が実施される場合等の対応について

政府から電力需給逼迫警報（第1報）が発出された場合には、各都県においては、貴管内の医療機関及び訪問看護ステーションに対し、必要に応じて電話連絡するなど、その旨を周知していただくとともに、医療機関、訪問看護ステーション、医療機器メーカーにおいては、上記2の取組について、再度の確認・徹底をお願いいたします。また、医療機関及び訪問看護ステーションにおいては、必要に応じて、上記（4）の相談窓口等も活用しつつ、在宅療養患者の緊急一時入院の実施・調整等の対応もお願いいたします。

また、実際に計画停電が実施された場合にも、医療機関及び訪問看護ステーションにおいて、在宅療養患者の緊急一時入院の実施・調整等、必要な対応をお願いいたします。

なお、事前に警報が発出される計画停電とは別に、万が一にも不測の停電が発生しうることも考えられます。このようなケースも念頭に置いて、対応をしていただくようお願いいたします。

<照会先>

厚生労働省医政局電力確保チーム

電話（代表）03-5253-1111（内線2672、2518）